

令和2年4月13日

保護者 様

山武市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業について（お知らせ）

平素から本市の教育活動へのご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、①4月5日に千葉県知事から県立学校についての今月末までの臨時休業②4月8日に安倍総理大臣から緊急事態宣言の発令及び県からの終日外出自粛の要請③市内での感染者発症 等の報道がありました。

つきましては、児童生徒の健康を守るため、山武市内のすべての小中学校の臨時休業を、下記のとおり実施いたします。

保護者の皆様におかれましては、臨時休業中はもとより、その後の生活においても子どもたちが安心して過ごすことができるよう、ご理解・ご協力お願いいたします。

記

1 臨時休業の期間について

令和2年4月13日（月）から令和2年5月6日（水）

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により変更することがあります。

2 臨時休業中の課題配付日について

令和2年4月14日（火）から令和2年4月16日（木）までの期間に「令和2年5月6日（水）までの学習や生活についての課題配付」を行います。配付日、配付時間、配付方法については、学校から指示があります。その際に児童生徒だけの登校は、控えてください。保護者のみの対応でも結構です。

3 臨時休業中の過ごし方について

- ・臨時休業中は不要不急の外出を控え、体調管理に十分留意しながら、家で過ごすようお願いいたします。
- ・健康観察（体温管理）については、引き続き行っていただき、発熱や体調不良、医療機関を受診した場合は、学校にご連絡ください。
- ・家庭での学習については、学校から指示があったとおり進めていただきますようお願いいたします。

3 臨時休業中の各学校における児童の特例的な対応について

臨時休業中は原則として、自宅で過ごすこととしておりますが、ご家庭の状況を考慮し、小学校の低学年等の児童を対象に、ご家庭で見るのが困難な場合は、学校にご相談ください。

なお、学童は、通常通りの時間で実施する予定です。

4 臨時休業中の問い合わせ先について

教職員は通常勤務をしておりますので、心配なことや不明な点がございましたら、学校にご連絡ください。

山武市教育委員会学校教育課 指導室 TEL 0475-80-1443
